鉗狂人

847
229

村信節之筆

帙入

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』　請求記号 847-229

ガラス使用

847-229

鉗狂人

いつこの世の物ぐるひ人おほうなる迫手の順衡ぶ畳とらふ書紀あらくくみさ
ぐるふ大法玉のいふ人をいとかけ出くもいとうとまぬ望
繞れ玉ふ[illegible]かりも知くいふ[illegible]ぶ論ずるまなどに記さ[illegible]
狂人の云ひ知り知今ことを紙辨して名知くるることかくのごとし
彼書云上古の世代天神七代地神五代となりきこれ代代
神武紀より世代一百七十九万二千四百七十余歳寺この年数もとも
論ぎるふ[illegible]

此年数は自天祖降臨以逮于今と行ふ代迹と藝命の天降生(アモリニセ)しうりた
ふこしその上又は我天祖とある迹と藝命ぬ[illegible]を知て[illegible]を今七代五
代を今[illegible]の年数のこくいるを語し忍穂耳命よりわるくの年数を

喜多村
帝国図書館蔵書之印 昭和十六年

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』　請求記号 847-229
ガラス使用

847 — 229

なお幾百万年とつゝ紙さて後さて此年数を論ずるゝ所
をもくこゝろ論ずるふこゝろばるこゝろ何をもくこゝろ
ばるこゝ神代の伝記いふる大よ霊異くこゝろ弱者の事理おこゝろ
人ゝる見なく伝ゝるこゝろ世ふこゝろを解釋ゝる人ゝおのゝ心の
にゝ為くよいひ曲くこゝろの事理ゝるふこゝ為ゝ設ゝるゝ為ゝ元ゝ是れ漢籍
言ゝ為ゝひゝる私ゝ為ゝ為ゝ心ゝ思ゝ出ゝ出ゝ出

あるとやはりそれぞれ人の智恵の及ぶ人としてふかくこれ
ぬ事はなかるべしこれ世間の人も及ばぬ人をもて今海内の神代の年数を
信ずることはいかがなるべき此説をもに事ひとしかるまじきの理乃海内の神代
たりしかの姫命の長久を知るべき事成ぬべし海内より起りし成人流球
国よりまりて海内にくるのみならず中にが賀茂宮をはじめ百余
石の地を給ふ心とひろめそうこのかしこなる人あるべしひろく日本人乃
物語をもれそこなれりなどとく中比乃ようなる四ぞくのよく給ふる
ありさまをくはしくかゝる人清ぶ四十姫りぬまたいとくその智
小量ふなる成返りてく智の完爭ることうつりたるこれ成その小量
なるかゝ爭をこゝろ成ばくるれをまことに理をけり知ることをそいく
こと成ぞよくはたらうぞ神代の説ひをわるべき成抑皇國を四海万國を巡

生成天照大御神の生生る本つ御國ふくるその皇孫乃命の天より降
りまして天地とうるふをたゞくこと成ばふなる万國の元ふ
しく方國あるべく成ぬるなり天地の始まり神代の事ものこと成よ正しく
伝り事くこと成ぬ日本紀のこゝろ神國は天照大御神の生生る
御國なれば皇孫命の天つしの成御國なるゆえ始より定まる所
君ぞなれくしく忠孝とこゝろ成えくなりて四海ゆゑ成ぬ
きものつくるものなりひくこゝろるくこゝ云ものなりてくこゝぞりがはし
まくこゝ天地のもとゝ神代の事をも正しく詳れる伝説をくしく今海の内
あり世成照しるの日本の始成をこゝ元知事成たゞ例のあれくこゝが
こゝろつよくくこゝ他の始成と異のこゝをもかくこゝの説をのこゝろをて
成りてこゝ成ぬこゝ成るまよりこゝ成るまの成りこゝ成るまの

ふとなくいとうづく上古は伝説多く
昊昊きうきうくしく神代記の心なくよ
のくりの社こまるはらみ不経虚誕なり
よ失ひさてまはよりなるし殿の代なりまで
るも方つとはぎきよ周公孔子周公旦をいふをのこをいとうて中ま弥よ
邪智ずくしすたにさぶたるはは月ひしらいよく世人のうしろ心培
長り作ま元を深ま人のつよりよ明る大極陰陽るのこと元は理ずくい
法く御ま三ま年くはるづ昊昊く微妙なる理ずく成ま一ま多ま元れで
神代の事迹をのとまり言ひるもきまるのこ多り伝へきあし又天地生年く
より学ぶ三人を知るへれで神武紀よ出る年数成行ま数ふべき見は
虚妄しとくくれざるを中ふ忠信しとうつ今し神代の伝

由こと我伝説はまこと信ずれるれでせんこ
まるこの伝へこの説ずく皆人こと我ずうこ
ひさしくこうこうみれ四方風俗我
なるまこひでやその中ようこひれでこ
きこれ以後天のこく人ありとるれくうこ
こうまるこひのこ中きしかくこ
付ずかふよ心の癖ずるれまるよ
信ずる人をよみをこうるれど人こ
かはまを知られで諸の説を以知ずまは知でふ
事ずこと我ずぶさとられむまふ
こをまをまずきでりしちくうの神武紀の天孫降臨以来の年数を除
数の三代よりこく多つ記い一代先ずを六十年以来ばりにはるべき我古ず

記は日子穂々手見命坐高千穂宮伍佰樹拾歳と申すかくのごとく些々の
年数のおほきかく又神武天皇より初りてをいよくちぢまりまいること人の疑
ひあるべくれどこれも必拠なきなかの者ども故事紀伝を詳よく
もたづねこれを思ひ考へ

天神七代を名のみあるべく人神なり

人神なることは行ひもなく古伝をたづねこれを思ひ考へこのくに
ふの俗の籍ものの俗なるし

地神五代の始たる西土の西漢の世ふかくなる

地神七代とは古事記に見えたる遠く遠く代を天照大御
神天孫降臨の時に天忍穂耳命いまだ天の神と成給ふ次第もとより論な
迹に義命を地上に天降り給へ共もも和天の神し日子穂々手見命昔

不合命を地上に生坐めるもとも四二代代を天の神の孫と云
ふを地神とやきることは別の諸氏を三つに分く天神天孫地
祇といふは四代代くの御後裔い天孫の部に収めく地祇に収めく
知るべし古代の地神七代とは祖い古初を立ぐる後世のこぐりふ云ひ
ことも云むこの論の証ことはづくこぐる事なもむかくいふを問ふあ
例れ共四論若古ことも古云紀古事紀日本紀を論ことよく解
ることこと行ふ古代上古代論ることあるこぐり出るあるいさう答
おくし四云の証ことはづく古つ時さうは四証し云ことは天照大御
神の言天孫降臨と云ことは天照大御
古のことにくことを多数を信ことれをもバ幾百万年とつ知らぬ
御ことは奈何の御世乃ぐつ殿代代ぐりうるこの年代を考へ

[illegible]
辰韓は秦の亡人が東に来て居住し辰韓の主れり
此時の國王は始めの秦の代より後世に
起るべきの徴兆のありし故に須佐之男命を辰韓の王
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一説に辰韓は秦の亡人なりとせり然れども誤なり辰
韓と四隣なるものは小史に新羅其先本辰韓種也とあるごとく
弁辰は弁韓なり弁辰韓ともいふなり辰字はもとより辰韓にかぎらず
今又漢書などを三韓といふなどはいとあやまりなり後漢書
と三韓を皆古の辰国といふは魏志に辰韓は古の辰国也といひ
顔師古漢書の注に辰々韓之国といふなどを辰字よりくさと誤る
ものにさくれば魏志にもかくあれども是小国にはあらず晉書にも主伝なく
宋に魏書にも百済の伝にあるのみにて新羅伝にはなし北史南史にも新羅
伝にも有れども漢にくらべ法大にかくれたる言葉百済と影響のごとく相
並ぶりとなるなりもとより新羅はかしこくて後いまだ三国にはあらず
三韓といふもの元をもとめるに其中に百済高麗馬韓とあるは遠辰韓

辰韓辰韓とあるを誤なること上にいへるごとし又言葉に弁韓とあるを
弁は遠く弁韓は三韓の中にも最南にあり言葉をもて三韓とは別なり
新羅掃部などに弁辰とあるは方にあらずして漢に漸くに大なるゆえ倭国
を多く併せたれども其のうち行弁韓の地をもて城内にあるゆえ三韓
に入る漢国の代々の史に記するところ次第に前史の文を引きてまぎれ
まぎれの弁辰と辰韓とを混じたる事にて見む人よくこれを誤り給へ
今はその代々の史共に今を考へるに後件の如くし然るに倭志に新羅
記にてはふ信じがたくのことく誤のあるもいと所多くこれ
て姓氏録にある新羅の事記に今をくいつるなどは皆謬し新羅を弁韓の
辰韓は大略なること上件のごとく知るべし須佐之男命辰韓は縁ありて抑今倭
古上古の伝説を彼此まぎれ特説を立てとうべからざるゆえ国史記

てこれをおもうにその考古無忽ちに根拠なきあるまじきの
こと疑わるる上に余も推し知るべし又秦の亡人この天古後漢史魏志
晉書あり記するところ知るべきその本をば考へたること後世の古國
遷の撰ある書あるべきいつくあるべかりしかの書
皆たりしかとなるべしや

姓氏録右京皇別新良貴彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊男
稲飯命之後也是出於新良國主稲飯命出於新羅國王
者祖合日本紀不見

姓氏録北條板本を誤りて義男とされたれども古本二字なく
校合しあるべきもこれは是出字なく國字の下に即為國の三字有り
是於新良國即為國主とあり是もあるべきまたこれ出於の出字は

出於とあるべきまぎれなく上にも本り又即為國の三字は國字なの二ツあるべき
きれを脱るもこれしるべ古本にいつれ疑ひ世代世系有翠祢とたり
ちくさものの大い古本と皆板本に同事し狩俣をべしこれいつれ下の
出於を二字とする衍すべく稲飯命特良國王祖しとやこれもこれ
のことなりてこれ上文と意異なるべきなる事もこれ北条特羅國後り法
なるべきあることあり一古事記伝にこれ編ものこれ引用は神武
天皇は周恵王よりはるかに後しとりこれ後にこれ
て編ものこれ反表にこれなるべきこれ
共同なるべき已り既に沙ものんとなる四のの
よかるべきこと知るべきこれ
うの跡漏なるべき中にこれ

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』　請求記号 847-229
ガラス使用

中臣稲飯命を昔不合尊の男とし給へれども
四王といひつべし彼こゝに昔不合尊とも共に新羅王より出るなり
姓氏録に此論なしと社説のごとくなるべきなり私の書ふるに
朝廷に進る云乃ちなるを祇形る昔不合尊の新羅王より出るなり
可なるもやはり稲飯命とし新羅王より初給ひて此姓に論義をなむ
なられいぞ皇家なる故なむ皇家なる故なる神武天皇乃佐兄弟の
まなるなり

神武帝の辛酉元年より周惠王十七年まで也つまり惠王の時代辰
馬の二韓わたる

倭名抄に清公の書にのこる扶桑略記に三韓はどなたもこの周の代より後の
とこゝにあり此御ざるこゝに清公の出あるこゝに初りこゝに周より後

もとは百濟高句麗新羅の三国なるべく天地のはじめより数百年
間の間よい盛衰変易あるべく国の興衰人物の有無増減なるべきなり
なるべし此国はいとゞ上古の伝記詳らかなるべきはずなる上代の事共の
伝ゆるべき事多なるべし又伝ゆることもいつの代とつゞくべきなれば
うるべきなるべく清国の古のものをきるべきなるべし新羅の後のことなれば
第五のことなるべきなるべしこゝにおいて倭の辰韓のこと
なれば周の末秦の比にて辰韓の境ひろく秦の亡人の拾ひ
なるべきなれば古ひろく又人物もとゝのはるべしこゝに清公
とし辰韓といひ出しなり須佐之男命の後なり清公の弁韓の物語なる
故に辰韓の始めなるべきなるべし辰馬の二韓といふなる上に
引る東国通鑑に辰韓常用馬韓人作王といふなる韓の名

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』　請求記号 847-229
ガラス使用

知られ又晉書木の文しかくなる韓なも周ち後のみとなるいかの
東國通鑑ごとく百濟なるの始祖をも漢代ときなるなるだろ
もとその後世ごとつぎ〳〵なる王は姓祖ことて漢代ともあるとれなり
以ておもその先祖なる王をかぞへ又百濟ときなる馬韓五十余國の内の
一國のしてあるもの百年余ほどおのく王いなるつきいつまでなる周ち後とい
ひをもくもちん又後漢書に三韓皆古之辰國也馬韓最大共立其種為
辰王悉王三韓之地其諸國王先皆是馬韓種人馬少也つまれだなと
三韓の總王も有しもを後ほのまなる百韓將人わし七十余ほなりなる紙
もくなる行もれ代より始まるとつる知なるふるなれば百濟第三國の始
祖よ推しくるとくしく漢代より始なるとさむを後なるもや
五代の年數知〳〵ほとなるも大己貴命は素雄之の子にくを子

事代主命の女姫踏鞴五十鈴媛命神武天皇の后なるを大概案
大己貴命は須佐之男命の御子しとい日本紀ふすわくいつるもれ古事記
ようなる実い六世の御孫ようしく主男五世の神名ともてたんありとなく上古
先祖はいく世なるもなる於夜といてあるく祖字はもの訓ほ又子孫はば
いく世なるもなるといてあるの天皇は天津神の御子とはなるもしも知ず
されば日本紀は須佐之男命乃子とはなるもれつるい子孫の意なく書し
なりさて又事代主命は事代主命の御女をいて神武紀でうかひるで
ようなくいなるふるこのの姫命を神代紀は事代主神八尋鰐よ化りく
三島の溝樴姫とをなく生なる御子しされば出雲の事代主神の児多子
なるれば後は四柱を祝もる神社の神美の心尋鰐よ化りひての御子しこれは
古事記の御くるしい三柱を大物を神の五事とをなる代今をなるも知ず出雲

事

代々の天皇はその現身なる神社まうもる神霊なるを以て
大和國の事代主神を初めとする神社これもまた又神武の男身を
て世代要り平代生給へると上代中古偽多し
社まうる神霊をいふものの多くとへばこれ思ふ神といふ神代記の如く現
身をもて又伊勢宮よりつきまうる神霊をもやどらせ給ふ者の神宮
長き命のつきしまで国をたえ考へ給ひしてうれ事代主の神女の子孫
宮を守護奉りて絶へずまうすなれ共結局なる古学の眼をもて見いたる時
なるものこれらい年代の論ふ所要なれ共論古学時代なる論
理なるべきよりは論じるべきいとしこれを弁ずるし年代のとい上よりいる
如く神代を二世といへども世代久遠なるべきとなれば神武天皇の后

須佐之男命の妃乃波女なるもとより宮妨なる紀物なるや

神武天皇元年辛酉を後漢宣帝神爵二年辛酉なりとしかくのごと
く二百年減ずるとは三國の年紀符合せず
三國志魏志倭人伝に載せる所の年紀を考へ合せ不
合なるは三国史記古国通鑑等と別なるいとなる所一致して
後の物ども信しかるべき年紀年号なるもたらすべき古の年
号紀年なるべきなるべし
て中古の論なるべきなる物なるべきなるべ
成無しくこれんと考へて古国の古書と古書を考へ合せ
乃考へいる論ずるべ考へ合せ
古乃考へいる論ずるべ考へ合せ
古乃考へいる論ずるべ考へ合せ
古

四年傾き[illegible]ことしかるに[illegible]
の事しきりに宣帝神爵をもつて[illegible]
武天皇元年より六百年こゝろえちがひ漢宣帝神爵二年[illegible]
を倭の本国通證と牧野氏の始祖の元年より[illegible]の宣帝の西風元年より[illegible]
拠なるべし西風は神爵の次の年号なり辛酉神爵二年なれば[illegible]
の如く年代をあらいたるいにしへとしるべし[illegible]
六百年遠くうとき程のうれひ辛酉とあるは[illegible]
なるべし辛酉なるゆゑに行ふべきの初年なるべし辛
酉いまだつゝしまざるゆゑ六百年と遠ざかるべし辛
酉はいまだつゝしまざるゆゑ[illegible]
[illegible]年紀も又[illegible]の須佐之男命牧野氏[illegible]
牧野氏の始祖元年漢の西風元年よりあり神武帝の元年もその三年おの神

爵二年よりこれ[illegible]帝の后妃皆始祖父なる須佐之男命牧野氏なればこの始祖
元年より百年のあゆみ[illegible]須佐之男命を始祖とおのまもりを
[illegible]の年紀を又行ひ以[illegible]
年年[illegible]
[illegible]仁天皇の治代の末のころ[illegible]
[illegible]通證の三国の年紀は倭[illegible]
かくのごとく[illegible]
[illegible]漢書の歴史[illegible]
[illegible]
[illegible]

馬浪海中有倭人分為百余國と云り後漢書に倭凡百余國自成帝
滅朝鮮使譯通於漢者三十許國と云り漢武帝の朝鮮を滅ぼしたるハ
かの宣帝神爵二年より四十年ばかりなれば神武天皇の
ころの事なるべしとかや

皇統

或記云神武天皇御母ハ玉依姫菁不合尊の御子なり御年五十九
菁不合尊ハ出雲ヨリ出て海を渡り吳泰伯の苗裔より始て御中暑後ハ
□王南海に渡て大倭国を統連日令長□都城宮殿を造りと云神
武天皇の御事を仲哀天皇ゟ尽させ給ふ暑按原神武天皇ハ筑紫より出
させ給ふや胎中天皇ハ筑紫にて誕生し給ふ
此度天皇ハ筑紫より出給ふ事も海を渡り給ふ事ハ
皇統の正事ハ[illegible]紀ばかりにて[illegible]
[illegible]紀云ふ所ハ実を偽云の偽りにて生ずる説なれば神
武天皇吳泰伯の後しるべ[illegible]
実ハ神武天皇ハ素の御子なりと出雲ハ
洋なれば又ハ[illegible]菁不合尊の御子なれば
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]福の[illegible]須佐之男命氏[illegible]人しとら[illegible]の事[illegible]
[illegible]泰伯の[illegible]
[illegible]
[illegible]の[illegible]福が[illegible]
[illegible]人[illegible]福[illegible]
泰伯より[illegible]福を[illegible]代[illegible]の[illegible]の神[illegible]
[illegible]
[illegible]大神の皇[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ある[illegible]紙作[illegible]ることいつころ[illegible]已ガ四[illegible]よ[illegible]
[illegible]云の流[illegible]
[illegible]
なる[illegible]ことぞ[illegible]今猶云天孫嶽神人[illegible]の地[illegible]
神代の三世[illegible]日向[illegible]
[illegible]
[illegible]
興十四年舜天即王位舜天為朝云男子[illegible]氏苦疾疫多依英祖英祖云天
孫氏[illegible]後[illegible]
[illegible]の図人[illegible]為朝の子孫[illegible]
[illegible]舜天王[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

海神[illegible]
[illegible]
[illegible]

孫權傳に張昭が餉ふて世人所奉仰と云つるもむかんのそくこも
魏志文身の事に倭の古俗也三才圖会云有大琉球小琉球共男子去髭鬚手
手云女人以墨黥首為龍蛇文云こと琉球の古俗勾吳と同し勾吳の人入
本こうまる風俗なるゆえ〳〵日本決釋よんだお邦と文身の図な
ほ神武帝古伝の後を人かまこと其俗のうつるものるん
琉球男子黥手手とつること北史隋書等の琉球国の俗は婦人以墨黥手為
貴蛇之文とそれなる男子黥たるものなこと三才図会に北史等の文を引く
解題は誤まるおもしさて又風俗同じくれだ学ぶ必ずやうこまる説
まるべくるん西こ其のづる同じ風俗なる事もなるべくるん又皇国の
上代文身なるべしるべきは日本決釋とつるいかの魏記のるひと
実やこと漢籍だるゆ故に人の雖をんこと所仰ふ

説と事多かりされどたしかるべき後世の書にいかでう説とも所
ものるん年ゑん倭人所のうしくはりしかるべきを倭男子皆黥面文身其
文左右大小別尊卑之差と後漢書まひ魏志も今倭水人好沈没捕魚蛤
文身亦以厭大魚水禽後稍以為飾云なとこれ其作者所のこと所
よこと上古九代の海色の所なるの所事をしるべくこと作もる所
作人偽るべくに記る所るべしたるかのそこもなるべよ皇国のる所志る所
ものといこと故のこと中よ国もしくよ実所なる事もまるべきこと所准
ぞくべるる所も皆実るべくと其ふいと思し所栄の偽僧のものよるべ
かれること所皇都と四方に記る事なるべ其のものさるよ駁我慨言を著し
て年しるるべしたるべく他世のる所記るるこ引の外く深るこのるべき
代高史所こと所分会るべくこるゆ考ものべ故お後おるこ会乱と偽

お男の派の仮乃史やくてさるもさて又多の風俗などいおほくい方史とあ兵紀さる
中ふえ張まる紙も考へ西さでさちるくまさる又方史紙廉多よ張りくなら
ぬさ多ふ記し遠へさるれどもさくく又うく云知まさる事紙人のうふ十年て
大よ宋ふうるもさ又の西へ使云のゆうて中のなうて年ふること紙を当
さる紙などふも遠へるるり多し方ふの使云の後命の附よ俗もること漢よ多
くく又張まる事も何までし又ひぐく漢西乃史い漢国紙ふまくく記さるあるる
なよ共文のさ多ふく他ふさこれ紙しくて漢国紙さうるゆゆうこと多く漢
宋紙ひひぐる西この事うう俗まる書れと紙大うさの事紙なく漢西今の紙
年なれで事又漢西多紙いくしくさるこさる如くよ云なさうこまても宋ふ
ふの国この事ひふさで倭国色好の紙しくをもふくく朝貢のしくさるる
多さひで多ふ俗ぐなさぐく漢籍さ多ふの不知ふくふ俗ふくふさ使おとた

さること地俗さぐうし又記ささる紙虚妄なることくさるその俗を写いで梁書
南史などよ扶桑とつ西の俗紙さる其國在大漢國東二萬里地在中國之
東とうひてさ紙俗ふと書く紙ふ今考るよう紙このふの方こおよ大漢西
とつぐよ四ふう又扶桑とつぐよ西もなることれ多ひさ名い時代ふまく
かるる紙宋さ国ふ紙ふもなるぐさふ今さ倭国ふることるれどこれ今く虚妄ふ
なる年倭ふ紙なる奇の水元元年さ扶桑國の慧深と紙倭の荊州よ多
くさうる紙のふ紙記さうし三つよ四倭ふさこい倭ふの國の人なるさ狂奔
宋よさどよ東方日出の処扶桑と云るふのさ紙云ひふうくこと紙國の名ふ作り
その風俗ふどさしぐん六しくいつう作うくふ扶桑と書ふると勢さい
ふる紙虚実紙ふくとふふさぐ記したるあしかくく後のさふふも法ぐふる紙
さる紙ふ法ぐふよさふ國あふふ紙ふうれふの牧ふ事ぐこの一安倭乃

虚説より出るなり然るに本朝の古記に載せざる国の名を流球の
名に付たるは世ひろきを以て其時しきりに流球の史書を他国の
書に浮説の多きを以て用ひざるもおのづから多べし作り物がたりのごとく記
載せるものを採るべきにあらず漢籍に古く皇国の印し紀古伝説に疑しきいるるんぞや仮し漢籍に古く皇
国の名を加へんよりは物もいにしへ語よりさらに人の伝るを古とし和銅書記の比来
にことよ日本紀などに加へ書記なくして文字一たびおぼふも古事なきを
もつてこれを仮ごとにそれを仁徳後中の浮説なるべし仮名より筆
の事紀きるを文字の籍のなるべ世るれば仮ごとにしかるべ
これをこそ一つとりのり解うし今ぶ印ぶるわしこれを皇国の古伝に古
後拾遺の序に上古之世事質文質貴賤老少口々相傳前言往行存而不忘と

いふことく文字なき世ふるき口伝をもつて伝へしものの古印しく深く含て
中ごろ文籍よりかきつけ物るよりも伝へしものをしかるひて牧
はつりなきを事とし号のそを無文字紀月ひろれく行事もそれよゆゑある後の
世のかりくらつたえそれよりそ伝へ又日本紀の文のことを古の記
伝の首をよ多く偽るがごとし採実のことを続をうくゆるくとりきる文字
つくくく経ふだく物をたりくで文としおよそ多く古事紀と引合をく
古をと古を代つまびらかに伝をる時を神代の事もまくよ証ごく伝へ
印しく実れりしこと紀もおのつくに伝るべしこと時よ知りなぶ返てくかぶべ
乃伝しく紀るもはのつくに悟るべし物を伝へ世人のごとくぬくごろの我ひ紀
名まぬ物ぞ古を紀日本紀をまてるよりくく解をることなくふざるべ古伝と
しく紀ひくふべくくく物く紀伝をりしり

言語

本邦の言語は朝鮮より移りきたるものなり和訓は往古の語あきらかなる八九は上古の韓語韓音或は百濟の語なるべし北海道の人はもと国人にあらず韓より移りきたりし後人出来りしと雖ども人いまだ多からず

韓語と倭語とは全く別物なるべし人ごとに物いふ癖のごとくなるべし

思ふにやはりもとより人ごとに物いふ癖ありしなるべし

言語は本邦より移りし事なりと云ふ

なる説云々又言語は漸々に変ずるものなれば国ごとに別語あるべしと雖ども上古よりの言語は一定なるべし

後の事なり又別語は皇国の云ひ伝へし神代の始りなれば皇国云ひ伝へ

国と住来せざりしゆゑ皆相似ずその中にも今の漢字語なる韓語

如きものは倭語のごとく拳語その中にも倭語

なるものは皇国云なる説云ひ伝へ皆

韓語とは異なるものなれば用ひざるべし

況ども倭語は韓語なる説用ひざるべ

況ども倭語は韓語なる説用ひざるべ

言葉の発音は唐音なるべし

つづらはもと同きなるべしなどいふ説

きあり又韓の国は人皆皇国に似

在りし人皆皇国の衣服装束風俗なるべし

方物なるべし

[illegible]

[illegible]

[illegible]

諸氏の中に韓国より移り来る人々の子孫の姓名ハやがてその国の人
職なりとなれるもなかるべきなれども
わが国の初名みな職なるべきなれども物部氏
弓削のもとなり紀氏なども韓より出でし
もと法師なりしなる伴連縣主直等の類も加婆(カバ)稱しこれ
なる物部氏高橋氏宮氏なども日本紀にこれも姓と
ある物部氏後世ハ戸の字に借用し姓に別に
ぬべしされど加婆の稱も皆もとより皇国の云うべき名なれば
こそ韓国の人名にてもとより迂遠なる所なれば
さるを紀氏ハ仮名なれども一も似つかず
なるべし紀氏ハ仮名なれども又名称の
大兄(オホエ)とあれども皆これ皇国なり大兄(オホエ)

武尊くらいの伝古にいふ称とつゆ
とそんもうへ言葉のたゆるかと魏志の
者大者大兄小兄の號とうひ北史に官有大尉盧
二等とい大兄の上に謁者大者次い大尉盧
皇子皇子皇子たちの位名の謁者
次くなる異なる大兄の稱ひれるなり
かう向ごとの稱ぶとなるふもつ

國號

日本の号あちの書に考ふる唐代の書に見ゆ日本紀
姑元上古日本の字ハ用ひるなる迂闊なるべし
此偏にかたよりたることし但ふるもちづ西方の出ハ

[illegible]考へつゝ[illegible]日本古[illegible]紀[illegible]日本[illegible]なれ[illegible]人[illegible]紀[illegible]ぬ[illegible]ば及[illegible]ぬ[illegible]
又[illegible]ものとなるもたゞ[illegible]陸[illegible]のことをいふべきもの[illegible]
狗国[illegible]の事は記されよ[illegible]号[illegible]一[illegible]行[illegible]論[illegible]のこゝ[illegible]古の時を考へて
詳[illegible]ることを知ゞ[illegible]ことあ[illegible]

倭大倭大和養徳[illegible]やまと[illegible]訓[illegible]倭

とは倭奴の略称[illegible]

大倭大和[illegible]ゞ[illegible]
[illegible]訓[illegible]倭の古[illegible]
なりさし倭和[illegible]
聖武天[illegible]時[illegible]
[illegible]

倭[illegible]

[illegible]倭[illegible]
[illegible]倭[illegible]
[illegible]倭[illegible]

のやうに名づけたるなり。されどこれ一つよりいたりしもの、なほ
古書の時さことに本國大國のことなれども後世紀伊の國紀肥と半はあ
らざりやうにおもはれたるもなほ名のみ殘りていまだなほ
なほやうやうしりぞけ來の國名もまた分やすきあり後の世紀なれども名をあらは
すに古よりの紀伊國紀國と沒つく紀ばしられいとうるれたる
ものとうれたるものあるやうもくなるよりて紀とも又伊勢穂高なといふ
にもこれあるべきことなり始はあらくいくかの山居西手を引出さく汁なも菜も青
まま用ひることなりいやもしくをしれ

容飾

上世の人身黒歯被髮ときく文身のことめ叫ん物をもれをこれ履中紀
よりはじめて倭邦仁徳の朝に出でたれしなるべし

上世男黒歯のまま被髮ときく文身のことめ叫ん物をもれをこれ履中紀
髮の事はいまだ考へるべきなくまたこれ出でたれば男ばかり黥
面文身ばかりは上古流行ありしたり後世紀よりはじめて黥面ばかり
なし彼紀に文身の事はいまだ考へるべきなし黥面のことは阿曇連浜子死罪
に處せられたる事又倭部の黥の事は法隆寺の伝持傳教の西方
弥陀のよりて倭中紀よりはじめて黥面
なしはじめてこれ出でたるなるべし沙門ばかり
なれいまだいつまでも上古よりの黥面なるべし
なほのこりたるの風俗なるべし死罪よりは
なほのこりたるの風俗なるべし既に倭仁徳の時
世よりはじめてこれ黥面なるべし上古よりの風俗を人さの
存ずるに思ふべきなるべし又上古の風俗なるべし伝持傳教

[illegible]

衣服

上古の衣服は[illegible]の製一條の布帛を用ひくその横幅の中[illegible]を裁て[illegible]を[illegible]

[illegible]

[illegible]の編者の高位たる和名抄に本朝式禪（ナヤキ）禪（ナヤ）々績知波夜未詳と[illegible]

[illegible]

天武紀に禪をまゝとあり[illegible]但し[illegible]

[illegible]

東相連女人衣如單被貫頭而着之とあり[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]自後[illegible]ちかき遠きをもいまだ[illegible]
[illegible]の上に十二階の冠を作り製をもちゐる倭人の
[illegible]
袖狭小にして頸赤を冠にて至清其王始制製冠
後世[illegible]禅禪の字を用ふ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

世のなごりの衣服の例とこそ可ありぬべしやと

意弥帝四年絶女三人成貢をしより始て韓衣服をいとも

[illegible]庶人は知りがほに裸形なりしとぞ

絶女成貢をしい初絶女の巧多女成めされ[illegible]成の制

なりしかをはずず生後旋男子帝の十四年ゆも異の国より衣絶女成貢しより

[illegible]を以て意弥帝の法門の成載隆の始より代[illegible]

かとなり成方にも名ばかり狩まされるが[illegible]韓より[illegible]

[illegible]

中より意弥帝十四年始製服と記るも成絶女の事成[illegible]

[illegible]

[illegible]

法こと韓と終ることなかるべし又韓音よりなる事なかるべしいでう一編はい
いでうこん之飾の事もまたよりはじまりたる祇のるはうの河内かたもの古物
のことなるべしまたこの石人なとまた古くこれなるもまた実に古祇なる式殯りの紀よ
養老三年二月初令天下百姓去祇と行事と令をくもはるべきこれよりは以
古い唐人をこれた祇なるこ事絵ひなしこ事杵衣彼の制令を持古天皇
乃出母ようこそくもはるこを法こく次代よりこ漢土の制よりなるく拘流てを
の出母よ百姓の彼制もるこに之後出養老の初もるこを古祇をば改られ
ぎるこ事のはあるべし元よりもくこうつよ漢国は古祇をこく古祇をば夷狄
の風とのやこもるるれたくはいかよいいるを式よりたるこ宮むべ
よりまはるべきもどすこ事国れた祇をこばうるこ彼古祇のくこ宮さ
法ある事るるべし法の天国の彼こるた祇れ又なるこ古祇のふもはるれ

あまれのくはこてあるども他ふいりふもたまもるふの古へ古祇るりしこくはこれを祇
た祇のはこれを知のるこ日しまの制こくかるれるべよ出法をること嘆
事しかくこしこ万ふこれた祇るこむよるこ中よまこるこ事のこるよ古祇
なるべよるこるを代漢ふもたよ上代をた祇るり每式聖人の智術まく
式こるこ古祇ふ改えこ他ふこ来るる事ちをこなるこ己が国を中国を代
国を夷狄とこ法こ出こ元中国を古祇夷狄い
た祇とこ法るべまあるなる式事なるもばいるべがそよるるべきをこくかの国
ちるこ人こるこのいかこの彼他なるくこ後世代はるべむるるべひを
式こ彼る式後人をの古祇るるをいく漢こ中国るるこ事とこひるるこ
うこ後をこかの国乃風式をこひるこひく古祇よ改えこるるふこをこ事べし
国もの出るの時よ改をこるこく今をこ事夷古祇よなれるるあよ今

世の四てんの右社をいりの事夫社の風をもく守うの所さだ記事とはりあれど
云右社よりなれば又右社をのぐ山ちてこだし実まを行きで中元人の
ひとくをしびこそよりこだ伝るも皇祖大神の宮ゆ出さ給る皇国の制をも
ことを中きにたりうを古の右社ゆ取のこと世ゆ変るを法あるを
らる後世の四

喪葬

出雲ゆ葬の法しとくを倭武ゆ来ても あまり事長くるまだこと
漏しらを後ゆ史むとをこださを宜へ学ふだ

祭祀

天照大神 桜井ゆ小を傳居しを給ふ石窟陵の所は於く天細女命
後ゆ見こ後又辰韓ゆ伝る要ゆ三く神を祭ることを古倭し

桜井ゆ小を傳ひく神を中しく小雑日女命なる後天照大神とそいだか
くのとく古倭ゆ祀ゆ祀ゆ祀

神離れ給ひ比毛呂波と称するはもと新羅の神の降り給ひて
なり殯斂葬音比毛呂波と天日槍の携来る無形離もその大祖のる
はつて知べし
殯斂葬音比毛呂波とは倭のはつて拠るとこれ
通るから井ひよりもる安倍こそ偏えの所云れくのこと
とひく世の思人所まどこんとるのこと無形離のる知は
住年或人此石所縁ひくのるこの人をのこ
磐境は墓所なりこと磐境の字は波安加なまだ入つひく墓字五
例となもり
又開の安倍これ又入り出る古事紀の崇神迦古所治る墓の事の
きひくこひもる所こそイハサカのイハを上略もれべはこるとサカの

サカと横通の古名なるから安これを磐境の字をあてひくこと思人所あざ
むるものしかるに新羅おこん人かの所をれ所治る倭所住をむ
天照大神出陵の事紀下まる天孫降の時に無天神皇后大和國
宮所にあるべ伊勢の事紀を所のの天香山所天隠山ともこと
よりて天所隠もの山ること天照天神の出陵こるの処し殯古今傳
こと神武紀こと
神別紀とひくこと無倭化を倭のこと無大和の新宮を宮ん所こるの所
或人天祖新城弁宮ひこの所著しこと所破ること大和の新宮大和國宮
ひく稚こと所を宮ること所弁ひこと天祖新城弁こと
なづもこと三宮ひり今偏えのひ如こと所こるの所或人の所よ新宮所今人

[illegible]

又大和よりうつる所なり又天香山あることは天上なる天香山なぞ擬したるなるべし

[illegible]大和ゆかしい後は[illegible]神代より出来あり[illegible]

[illegible]天香山などは神武天皇[illegible]

山城国山とする古[illegible]

[illegible]

[illegible]

倭ひ王ゑが習はくさよ新羅より三十年にも及ひ比のゑ新羅の
使ゑ新羅もらくなるひはるくよゑ来りとゑ記ゑ伝るゑはんゑ又須佐ゑ男命
新羅人今りと以ふゑ云ゑもゑ倭ゑの新羅の新羅の新羅人
雲の孫辰韓の初ゑと以ふゑ云ゑ弁韓ゑ出ゑ次

國史

日本紀よりひ比ゑ出ゑのゑ辰馬の二韓より記けるゑ弁韓の事
云ゑ者ゑ出ゑとゑ記ゑ出ゑ出ゑ出

[illegible]

古事紀の序に天武帝の

[illegible]

姓氏録序に三韓諸蕃称日本人神胤と

[illegible]

出雲の国の神代の事は古事紀に日本紀

に仲哀天皇の皇子とあるは誤なり今つくる上の皇

統の譜に四帝の世系のつゞき絶しかゝいまだ仲哀天皇の皇子と誤

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』　請求記号 847-229

ガラス使用

[illegible]

彼国[illegible]くさむと云ふ事なき吾皇胤の神代よりつづきの事なれば
事[illegible]ことなく[illegible]ひくいひ彼[illegible]
[illegible]日本紀に仲哀天皇の九年春二月甲申朔の小月[illegible]
[illegible]の姓[illegible]ものの九月小皇后宛宗廟(ウカノミ)と[illegible]
[illegible]の[illegible]神事[illegible]十二月十月[illegible]
後漢書魏志などに[illegible]の[illegible]年長不嫁支[illegible]神道能以妖惑衆
是共立為王侍婢千人少有見者唯有男子一人給飯食傳辭語[illegible]この男
子一人[illegible]大[illegible]の[illegible]
[illegible]天皇の[illegible]神の[illegible]
今[illegible]

らひなきだにぐるる凡人のうつ[illegible]
小事鬼神道以妖惑衆などいふ[illegible]
皇神の道の[illegible]
[illegible]府祀[illegible]
[illegible]
[illegible]魏の使[illegible]
事[illegible]駭慨[illegible]
[illegible]仲哀天皇の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

個のこと共伊邪那岐命の所出なり故母とのこと人りて事紀と同く
姙國とうたへる是父母の國とのこと自らかいの行のこと共母ぶりの國とひ
てを人の位ぞ身ごとに苟きく和よ父の母ぶりてくまぶらを巧ことをこ
なも)そめうくとし和ふまとつの形尋ふちく世神ちまりの国事拔
ひくとを物うこぶ母の國とも記さるべきるよりこぶ況や父母のかとをいぶり記ちん
こあうこの日本紀ちくとをひはくぶ古くこぶるよ言ぶるをひとをるこのあ
らるこぶし

これのこと共よ人の眼ちくこぶれぶ佐しがくく病人のおよ蒼沼とくが
これ文武代蒼色の色のこの色の元解し記ちくを國ぶいやこあ和ちぶ
姙ちくを色ちく眼ちくを昇ちくを深藍よ世を紀ちる和ん今一
唐眼ぶ言くこと元よこの和ぶ唐ちるべしこぶ古ちの眼ちくこれぶ和國い

ちべくこと元ちを深ふちを三韓ちこと栗の國ちこと名昆古姓神の位事ぶ姙ん
姙ちを物ちこを三ちる和ぶこれを深ふちをくこと和ちくを依義神農ちを帝
堯舜和ぶちをこの和ちこを出ちこんをかの國ちぶ元代の位
姙ぶ先ひくを今ふ到ちをこの姙元ぶちこあこを元代ぶ和ちを
考ちこを元ちのこれぶ元ちこを元ぶ和ちを
唐人およ夏ぶ出ちくぶこちくよなん

天平十年乙巳十一月

伊勢人中在宣長

ちの者よの人の和歌

今いなりあえつちの池ちくて天ちる池の保ちよ夏の子孫文ちこ人ちを和ひ
て行ちを和し人今の物ちをりしたく表ぶ和ちをこの池ほう

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』　請求記号 847-229

ガラス使用

年ゝ出あるゝ人なりとて江戸の事をとゝのへそうろうて
なぜとゝ又ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

847
229

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』　請求記号 847-229

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『鉗狂人』 請求記号 847-229

ガラス使用